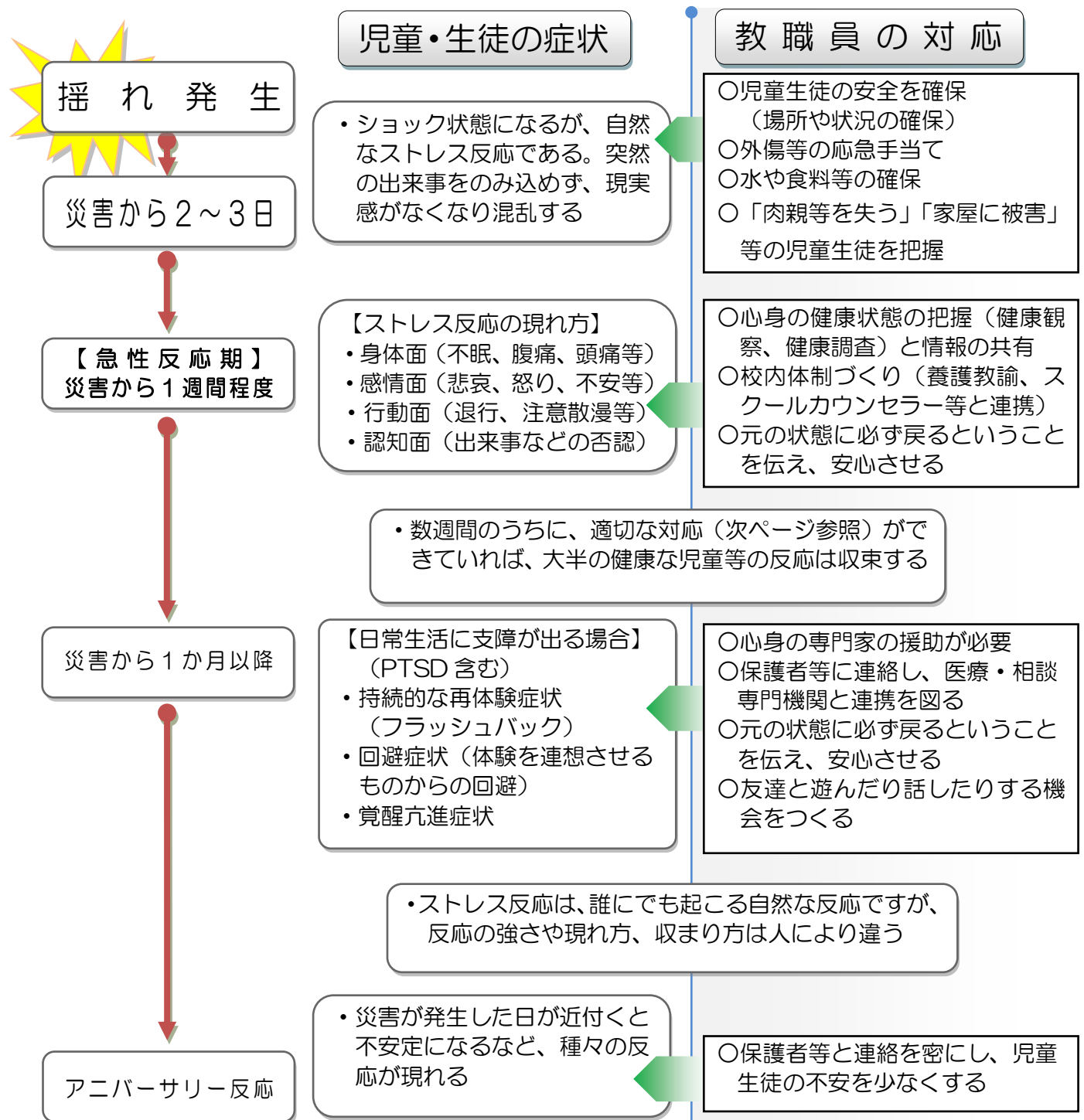


大きな災害が起きたとき、事件や事故に遭遇したとき、家や身近な人を失ったり、それらの出来事を見聞きしたりすると、人びとは、強い衝撃を受け、驚き、恐れ、不安に陥ります。そのような状況では、人びとの体に与える負担はさらに大きく、心にも大きな影響があり、さまざまなストレス反応が現れます。誰にでも起こりうる自然な反応で、時間の経過とともに収束していきます。場合によっては、ストレス症状が長引き、生活に支障をきたすこともあり、日頃から児童生徒の健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要です。

災害や事故発生時における児童生徒等のストレス症状について理解を深め、心身のサインを見逃さないように健康観察等を行います。また、災害や事故発生時においては、日頃から抱えている心身の健康問題が表面化しやすいので、留意します。

ア 災害後、児童生徒に現れる反応とその対応（例：地震）



イ ストレス反応とは

災害や事故に遭遇したり、それらを見聞きしたりすると、私たちはストレス反応を示します。これらのストレス反応は、特別な反応ではなく、危機事態での当たり前の反応で、大半は時間の経過とともに回復していきます。

- 怖い、不安、眠れなくなる
- 腹痛、頭痛
- 集中できない、気が散る
- 悲しくなる
- あまえる、人のそばにいたがる
- 以前は一人でできたものができなくなる 等

ウ ストレス反応への対処法

【自分自身で行える方法】

- 相談する
(身近な信頼できる人と話をする)
- リラクゼーションの方法を身に付ける
- 気分転換を図る
- 考え方や見方を変える

【教職員の対象児童生徒への対応方法】

- なるべくいつもどおりに関わる
- 優しく見守る
- このようなストレス反応は特別なことではないことを伝える
- 必ず回復することを伝える
- 養護教諭、スクールカウンセラー等と連携を図る

※「元気出せ」「頑張れ」「くよくよするな」という言葉よりは、「一人じゃないよ」「必ず良くなるよ」「ゆっくりでいいよ」等の言葉かけが効果的です。

エ PTSD（心的外傷後ストレス障害）とは

その後もストレス反応が長引き、1 カ月後も同じような状態が続き、日常生活に支障が生じる場合、抑うつ状態、強度の不安や興奮、喪失感などの症状を示します。

- 災害の光景が忘れられない
- 何事に対しても無関心でしようとする
- 過度の生理的な緊張の持続が見られる
- 頭痛、腹痛、食欲不振等の症状が続く
- 不眠が続く
- 災害を思い出す場所や映像を避けるようになる

オ PTSDへの対処法

- 被災後は、長期にわたる児童生徒の健康観察を丁寧に行う
- 症状を確認した場合は、保護者等と連携をとり、医療・相談専門機関と連携を図る

2 地震発生時の対応 (5) 避難所協力について

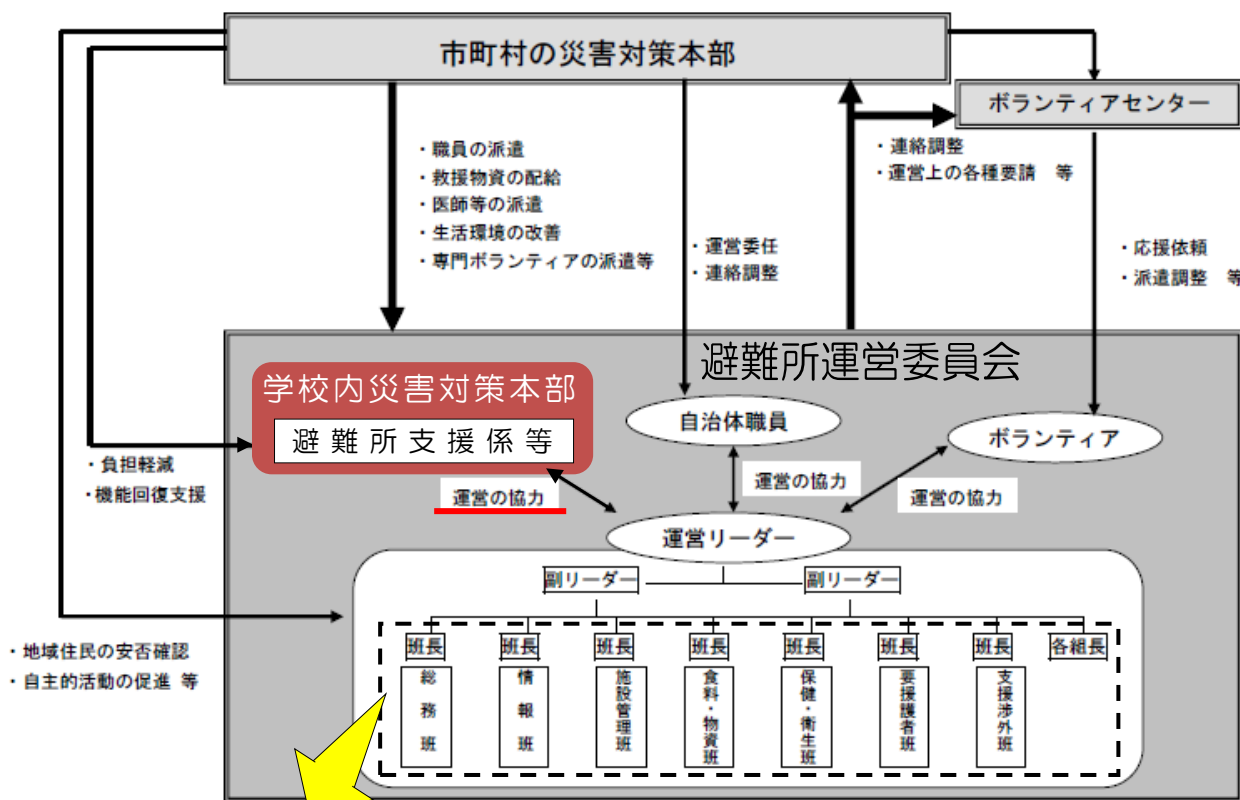
避難所は地域防災計画に基づき、市町村が開設し、運営主体となるものです。

学校は、大規模災害時に一定期間教職員がその業務を支援する状況が予測されることから、学校が避難所となった場合を想定した対応マニュアルを所在する市町村及び地域の防災組織等と協議しておくことが重要です。

具体的には、学校が市町村の避難所の運営に、「どのような役割」を「どの程度」協力できるのか、市町村部局と確認しておく必要があります。

ア 避難所指定となっている学校の対応

(ア) 避難所運営のシステム例



〈市町村の避難所運営委員会活動班の運営業務例〉

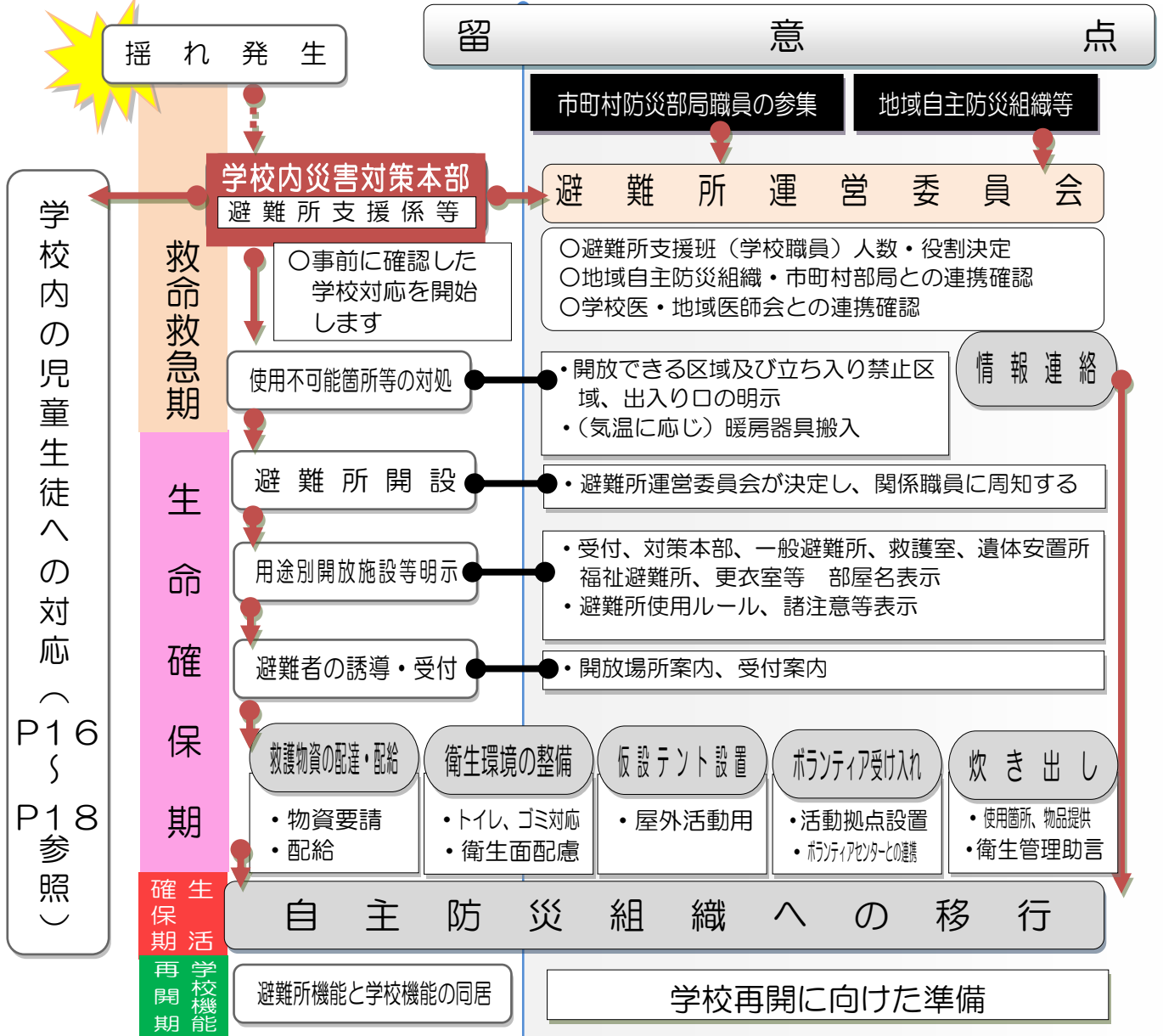
総務班	①避難所運営記録の作成 ③問い合わせ・取材への対応	②避難者名簿の作成 ④郵便物等の取次ぎ
情報班	①市町村災害対策本部等との連絡 ③避難者への情報提供	②被害情報・復旧情報の収集
施設管理班	①危険箇所・要修繕箇所への対応 ③公共スペースの管理	②避難所のレイアウト作成 ④防火・防犯
食料・物資班	①食料の調達、受入れ、管理、配布 ③炊き出し	②物資の調達、受入れ、管理、配布
保健・衛生班	①医療・介護にかかる相談・対応 ③ペットの管理等 ⑤スリッパ対応 ⑦AEDの確認・確保	②清掃・ゴミ等の衛生管理 ④トイレ用水の確保 ⑥避難所生活長期化への対応
要援護者班	①要援護者用の窓口の設置 ③要援護者及び未確認者の確認 ⑤要援護者への情報伝達、物資の提供 ⑦要援護者のニーズの処理	②要援護者からの相談対応 ④避難所内・外の状況・要望把握 ⑥要援護者に配慮したスペース提供 ⑧保健師、看護師、ボランティア等との連携
支援渉外班	①ボランティア等の派遣依頼 ③支援団体との調整 ⑤ボランティア活動の申出対応	②ボランティアの受入・配置 ④支援活動の申出に対する対応

避難所開設の際は、居住スペース、更衣室、トイレ、化粧・身だしなみ等施設面や運営上における女性への配慮内容を取り入れ作成する。

(イ) 作成上の留意点

- a 学校の災害対策本部及び支援班の位置づけを明確にしておく必要があります。
- b 開放場所の確定 (以下は例です)
 - (a) 開放しないのが望ましい場所
 - 校長室、職員室、事務室、保健室等学校運営上必要な場所
 - 薬品等危険なものがある教室等
 - (b) 開放場所
 - 避難所運営・管理のための場所：会議室等 (TV、PC が使える場所)
 - 避難者の利用可能な場所
 - ・ 体育館 : 一般避難者用
 - ・ 特別教室 : 傷病人、災害時要援護者用、物資集積用、遺体安置用
 - ・ 調理可能な部屋 : 炊き出し等用
 - ・ 使用可能トイレ : 体育館、体育館に近い校舎トイレ
 - ・ 駐車場 : 緊急車両、物資等搬入等用 (一般車両の扱いを必ず検討する)
 - (c) その他
 - ペットの持ち込みの対応を決定しておく必要があります。
 - 教職員の不在時における施設開放について確認しておく必要があります。

(ウ) 避難所運営の流れ



(I) 避難行動要支援者への対応

高齢者や障害者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方を「避難行動要支援者（災害時要援護者）」と呼びます。

このような方に対しては、福祉関係者、近隣の方や自主防災組織などによる支援体制を確立し、その人の状態に対応したきめ細やかな救援を行う必要があります。一般的には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられています。

—総務省消防庁ホームページより—

a 受け入れ時について

避難行動要支援者の特性は、個人差も大きく、程度も千差万別なので一人ひとりの特性に応じた支援を行うことが必要です。

b 避難行動要支援者についての情報把握・共有化の方法例

(a) 行政機関内部で把握している既存情報を活用（関係機関共有方式）

(b) 避難行動要支援者からの自己申告等により把握（手上げ方式）

具体的には、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（千葉県防災政策課平成28年3月）」をご覧ください。

参考 <https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/youenngo.html>

イ 避難所に指定されていない学校の対応

東日本大震災時には、帰宅困難や自宅にいることへの不安、余震の不安等から、避難所に指定されていない学校に避難してきた例がありました。

駅等周辺の学校は、正規の避難所の情報が得にくい多数の帰宅困難者訪れる可能性を、また駅周辺でない学校であっても、避難者への対応を考えておく必要があります。

〈対応の概要〉

所在する市町村防災部局と「災害発生時に避難民が来た際、所在する市町村から備蓄品が供給されるか」事前に確認します。

(ア) 供給される場合→臨時避難所として対応します。

a 事前確認

- ・物資がとどけられるのか、取りに行くのかを確認します。
- ・P24に準じ、所在する市町村及び自主防災組織等と協議し、臨時であることを踏まえ事前に対応を確認します。

b 災害時の対応

- ・避難者に対し以下の点を伝え、待機場所へ誘導します。
 - ①避難所に指定されておらず、臨時の避難所であること
 - ②備蓄品はなく、今後供給される予定であること
 - ③状況が落ち着き次第、避難所指定されている場所へ移動してもらうこと

(イ) 供給されない場合→場合によっては臨時避難所として対応します。

a 近隣の正規避難所と連携を確認すること。

- ・避難者が来た場合、一時的に受け入れる場合はあるが、原則正規避難所を案内または誘導すること。

b 当日の対応

- ・避難者に対し以下の点を伝える

- ①避難者対応用の食糧等備蓄がなく、今後も所在する市町村からの供給予定がないこと
- ②一時的に校舎内に避難してもらうが、状況が落ち着き次第避難所指定されている場所へ移動してもらうこと

ウ 学校における児童生徒への避難所についての事前指導

災害時には、児童生徒が避難所で過ごさなければならない場合があることから、以下の点を確認指導することが大切です。

- (ア) 事前に児童生徒の避難先を把握すること。
- (イ) 児童生徒に対し、多くの避難者が共同生活を行う場であることを含め、ルールを守って過ごすこと。
- (ウ) 特別な支援を必要とする児童生徒については保護者に以下の点を伝えること。
 - a 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、「P3 2(エ)」に示した対応がなされること。
 - b 児童生徒の状況について早めに避難所の窓口相談すること。

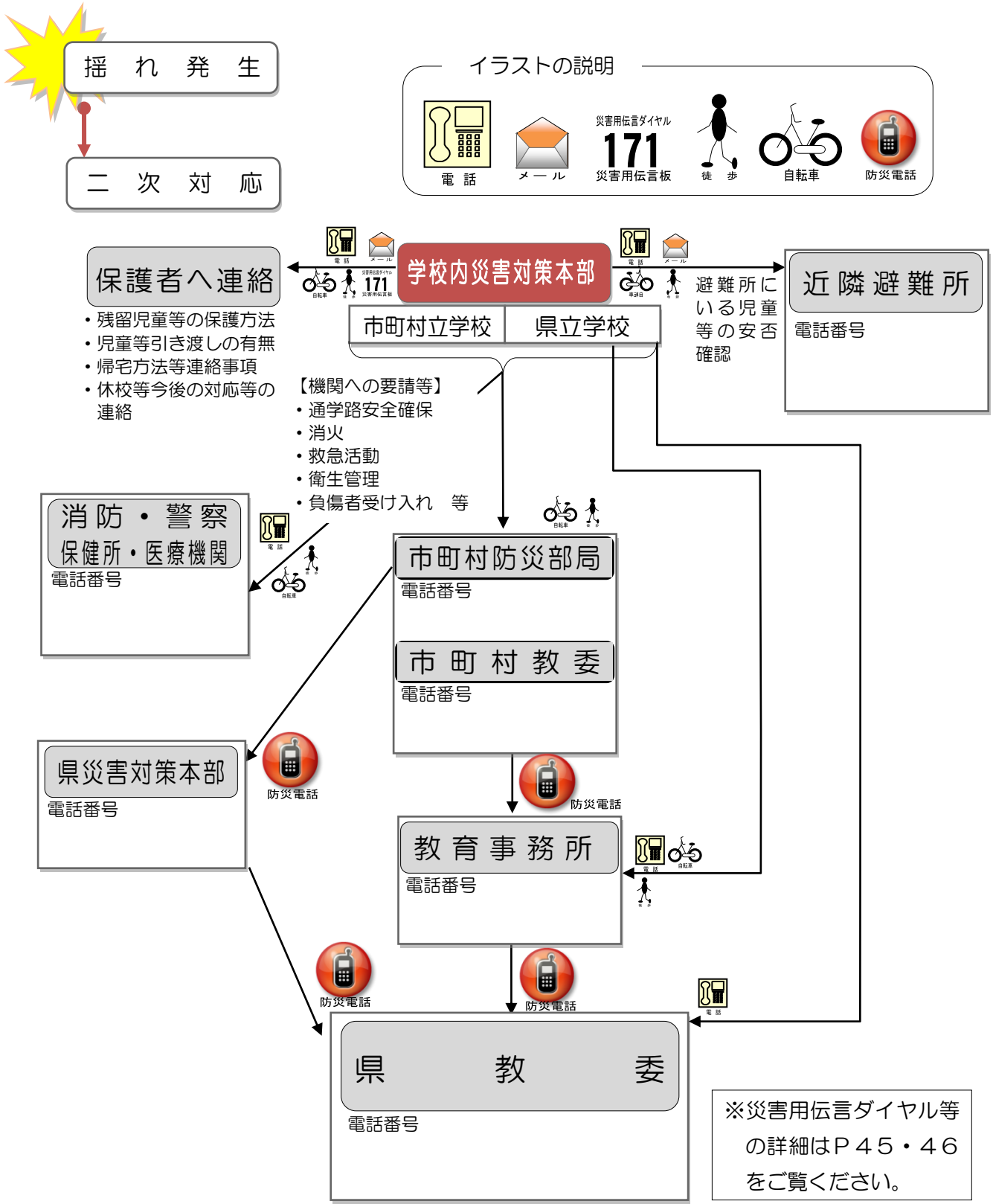
MEMO

ア 被災状況の把握 以下の点について把握し、保護者及び関係機関に連絡・通報します。

- ① 人員確認 ② 負傷者の有無 ③ 施設・設備の被災状況 ④ 学区内の被災状況

イ 市町村・事務所・県教委への連絡内容

- ①児童等の避難状況 ②児童等及び教職員の被災状況 ③施設・設備の被災状況
④救急支援の要請状況 ⑤住民の学校への避難状況 ⑥休校等の措置 ⑦その他



ア 教育部震災対策会議の設置

- (ア) 教育長（県災害対策本部員）、教育次長、各部（次）長、学校危機管理監、各課長をもって構成し、議長は教育長、副議長は教育次長とします。
- (イ) 県災害対策本部が設置された場合、教育長は必要に応じて会議員を招集し、教育部震災対策会議を招集します。
- (ウ) 教育部震災対策会議は、県災害対策本部が決定した災害応急対策・復旧対策の基本方針を受け、具体的な災害応急対策・復旧対策を決定します。

イ 教育部震災対策会議事務局

- (ア) 教育部震災対策会議に事務局を置きます。
- (イ) 事務局長は、学校危機管理監をもって充て、事務局を学校安全保健課に置きます。
- (ウ) 事務局長は、教育部震災対策会議が設置されない場合においても、適宜事務局を設置するものとし、教育庁にかかる被害状況・災害応急対策・復旧対策の集約を行うとともに、教育部各班（教育事務所を含む）、教育機関との連絡調整にあたります。
- (エ) 事務局は、震災後できるだけ早い時期に立ち上げ（発災後約1時間から2時間）、情報収集、指揮、連絡を行います。

ウ 機関等別の連絡先

電話通信の途絶が予想されることから、複数の方法を取り入れる必要があります。

防災行政無線電話（以下「防災電話」）の詳細は、配付済み「電話番号簿」を御確認ください。

(ア) 県教育委員会 千葉県災害対策本部教育部震災対策会議

係名	主な分掌事務	防災電話	電話	FAX
学校危機管理	事務局の庶務	145-500-7381	043-223-4090	
学校安全保健課	保健関係	145-500-7381	043-223-4092	043-225-8419
	給食関係	145-500-7381	043-223-4095	
教育総務課	被災状況視察等	145-500-7381	043-223-4002	043-222-3469
教職員課	児童生徒、教職員の被災状況等	145-500-7381	043-223-4036	043-225-2374
施設課	県立学校の被災状況等	145-500-7381	043-223-4154	043-221-4632
生涯学習課	部内各課の調整等	145-500-7381	043-223-4068	043-222-3565
指導課	教育課程等	145-500-7381	043-223-4059	043-221-6580
特別支援教育課	特別支援学校の状況	145-500-7381	043-223-4047	043-221-1158
文化財課	文化財被災状況等	145-500-7381	043-223-4085	043-221-8126
教育事務所				

(イ) 市町村

係名	主な分掌事務	防災電話	電話	FAX
教育委員会				
施設担当課				
学校教育担当課				
学校安全主幹課				
首長部局				
防災担当課				
支所				
公民館				
保健センター				

(ウ) 関係機関

係名	関係内容	電話	FAX
消防署	負傷者・火災等		
警察署	事件・事故		
保健所	健康被害		
病院	疾病・負傷者		

3 学校再開に向けた対応

(1) 教育活動再開に向けて

学校は、地域住民の一時的な避難所としての役割を担っていますが、本来、学校は教育施設であり、基本的には教育活動の場であることに留意しなければなりません。したがって、学校の教育活動早期再開のため、日頃から発災時の状況を想定した対策を立てることが必要です。

発災後は、速やかに以下の項目についての対策を講じなければなりません。

対 応

留 意 事 項



揺れ発生

被害実態調査

教育委員会との協議

家庭訪問・仮登校

授業再開に向けた教育委員会等との協議

学校教育の再開

調査内容	対象
ア 本人及び家族や家屋の被災状況	児童生徒・教職員
イ 避難先を把握し一覧作成	児童生徒
ウ 学校施設	使用可否確認
エ 備品、教科書等	
オ ライフライン（電話、電気・水道・ガス）	
カ 通学路及び周辺	通学の可否
キ 交通機関	鉄道・バス・道路状況
ク 避難所・避難場所状況	開設状況

児童生徒等への対応
児童生徒等の心理面影響確認
避難した児童等の就学手続きに関する臨時的措置
教科書・学用品等救援物資の受け入れ及び確保

校舎等への対応
避難所における運営の支援
校舎等被害の応急措置
校舎等の危険度判定調査
ライフライン復旧措置
通学路安全確保・環境整備
教室の確保

児童生徒等への対応
通学路における安全指導
登校した児童生徒の確認と学級編成
登校した児童生徒の心理面の状況把握
教科書・学用品等の被害状況確認
保護者への連絡方法の確認
避難した児童生徒の移動先確認及び訪問、在籍校への復帰時期確認

児童生徒等への対応
心のケアの体制整備

授業・校舎等への対応
学校給食の再開
学費の援助等の支援
授業再開に向けた日程の協議
欠課数の補充と授業の工夫
水道水等保健衛生の措置

授業・校舎等への対応
授業形態の工夫
教員の配置、不足教職員対応
教科書・学用品等の調達・確保

(2) 滅失・毀損した教科書・授業料減免・給食再開

学校は、被災による児童生徒等の教科書及び学用品等の被害状況を調査し、教育委員会と連携を図り、その給与業務に協力します。

ア 学用品の調達及び給与（以下、震災時における実働計画より 平成23年度修正版）

災害救助法を適用した場合の学用品の給与は、同法及びその適用方針によるが、その概要は次のとおりです。

(ア) 学用品の給与を受ける者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒（特別支援学校を含む）。

(イ) 学用品の品目

- ・教科書 文部科学省検定済教科書
- ・教材 教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの
- ・文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
- ・通学用品 運動靴、傘、カバン、長靴等

（学用品の給与には費用の限度があり、教科書、教材は実費、文房具及び通学用品は小学生1人当たり4千5百円、中学生1人当たり4千8百円、高校生1人当たり5千2百円以内となっています。）

【災害救助法施行細則第6条】

イ 授業料の減免

県立高校の授業料は、専攻科を除き原則無償となっています。

授業料を納入する生徒の保護者又は成年に達した生徒の住家等の建物、家財又は農作物その他生産の手段となる物件に災害を受けたときに、授業料の減免申請をすることができます。

ウ 教職員の服務

(ア) 災害対応業務に従事する場合、教職員の服務上の扱いは次のようになります。

- a 災害時における教職員は、防災計画等に基づいて、児童生徒の安全確保や、学校教育活動の早期再開のための業務を、職務として行うこととなります。
- b 当該業務が、勤務時間外においても行う必要がある場合には、教育職員については、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」第7条第2項の規定により、教育職員以外の職員については、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第8条第2項の規定により勤務を命ぜられ、職務として行うこととなります。

(イ) 学校が住民の避難所となった場合、教職員が避難者の救援業務に従事することが予想されるが、その場合の服務上の扱いは次のようになります。

避難者の救援業務に従事することは、本来の教育の仕事とは異なるが、当該学校における非常災害時に必要な管理業務の一環を担っているものであり、職務として行うこととなります。

ウ 教職員の服務

災害復旧業務等を行うため、校長は必要に応じて各教職員の勤務時間帯を変更し勤務させることになるが、次のような点について考慮することが必要となります。

所属職員の勤務時間の割振りは、「学校職員の勤務時間等に関する規則」第2条第4項等の規定により、校長が行うこととされているので、始業及び終業時刻を明確にした上で、各教職員の通常の勤務時間帯を変更して、たとえば3交代制等の勤務を命ずることができます。しかし、校長は職員の健康状態等を考慮し、適切な勤務の命令を行わなければなりません。

エ 学校給食の実施

県は、学校の再開後、学校給食を再開するにあたっては、市町村等の要請に応じ、指導、助言を行います。

また、市町村等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（財）千葉県学校給食会に応援を要請します。

4 大規模災害への対応

(1) 東海地震に備えて

ア 東海地震とは

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行されました。この法律は、大規模な地震の発生が予測され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生じる恐れのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」）として指定するとともに、強化地域に係る観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものです。

国の中央防災会議は、平成13年度に東海地震の震源等を再検討し、地震動、津波についてシミュレーションを実施し、その結果平成14年2月23日東海地震に係る強化地域を指定しました。

イ 地震防災対策強化地域（平成23年4月1日現在）

静岡県全域と東京都、神奈川・山梨・長野・岐阜・愛知及び三重の各県にまたがる157市町村。また、静岡県のほぼ全域及び山梨県、愛知県、神奈川県、長野県、岐阜県の一部を含む広い地域では、震度6強か6弱、千葉県などそれに隣接する周辺地域では震度5強程度になると予想されています。

千葉県においては、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として「東海地震に係る周辺地域としての対応計画（千葉県地域防災計画（震災編）附編）」を策定しています。

ウ 警戒宣言が発令された場合の千葉県の対応

県では、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び被害の軽減を図るため、関係機関に速やかに警戒宣言を伝達し、活動体制・警戒態勢・救護体制など必要な措置をとることとしています。

エ 警戒宣言が発令された場合の千葉県における学校の対応

(ア) 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により下校（避難所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとります。

(イ) 児童生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定めます。

a 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、または連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させます。

b 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させます。

(ウ) 学校に残留し、保護する児童生徒等（上記(ア)、(イ)以外の者）については、人数を予め把握し、職員の職務内容に従って対処します。

(エ) 家庭への連絡は、通信不能の事態も考慮し、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておきます。

(オ) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休業とします。

(カ) 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年壩、校舎間等）の安全確認をし、必要な措置をとります。

(キ) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとります。

(ク) 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応します。

（東海地震に係る周辺地域としての対応計画（千葉県地域防災計画（震災編）附編）

(2) 千葉県地震被害想定について

国の中央防災会議は、平成16年、東京、神奈川、埼玉、千葉の一都3県で近い将来に起きると想定したマニユニチュード7級の地震を、発生場所別に18パターンに分類したものが首都直下地震です。このうち東京湾北部地震は想定被害額が最大とされています。

県では、平成19年度に、近い将来千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のある地震について、被害想定調査を実施し、調査結果について、「ちば被害想定新聞」をはじめ、さまざまな形で公表しています。

詳細は、千葉県防災危機管理部防災政策課のホームページをご覧ください。(P44参照)

ちば被害想定新聞

20XX年X月X日 ちば被害想定新聞

首都圏大震災 東京湾北部地震 千葉県に大きな被害

【主な被害分布】

【全壊の想定最大数】

【震度6強】	千葉市、市川市、船橋市、水戸野市、習志野市、市原市、君津市、船橋市、船橋市、船橋市
【震度6弱】	松戸市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、船橋市、勝浦市、船山町、八千代市、銚子市、鴨川市、鎌倉谷市、印旛郡、小笠原町、白井市、鹿嶋市、銚子市、山武市、いすみ市、鴨宮町、印旛町、本郷町、安房町、大網白根市、二宮町、船橋町、長生町、白子町、長狭町、長狭町、大宮町、神栖町、鹿嶋町
【震度5強】	船山町、野田町、旭市、船橋市、香取市、神崎町、多古町、東庄町、九十九町、安房町、鹿嶋町
【震度5弱】	鎌倉市
【その他の地域】	東京都：震度6強 神奈川県：震度6弱 埼玉県：震度6弱 茨城県：震度6弱 千葉県：震度6弱

このパンフレットに記載している千葉県の被害額は、平成19年度に実施した「千葉県地震被害想定調査」の結果に基づいています。被害は季節や時間、天候によって変わるので、これらの被害が必ず起こるわけではありません。使用している写真等は、適宜に起きた災害時のものです。

千葉県防災危機管理部防災政策課
ホームページより

5 防災教育に役立つ資料・ホームページ

(1) 千葉県教育委員会作成資料

防災教育指導資料 「備えあれば 憂いなし」	平成 19・20 年度に作成した防災教育指導資料 「平成 20 年 3 月発行」 「平成 21 年 3 月発行」 https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/saigai-anzen/documents/bousai.pdf
ポケット 防災冊子	防災教育指導資料「備えあれば憂いなし」の内容を、「中高生用」と「教師用抜粋」としてコンパクトにまとめた資料 「中高生用」 https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/saigai-anzen/documents/bousai2.pdf 「教師用抜粋」 https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/saigai-anzen/documents/pocket_seito.pdf
大地震に備えて (三訂版)	平成 9 年に阪神淡路大震災を受け、学校の防災教育についてまとめた資料 https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/saigai-anzen/
学校安全の手引	「令和 2 年 3 月発行」 https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/kodomo-anzen/kodomo-anzen.html
「東日本大震災」を 振り返って	東日本大震災発生時の千葉県の学校における記録 https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/kodomo-anzen/kodomo-anzen.html

(2) 千葉県作成資料

防災誌	【総務部消防地震防災課作成】 過去に千葉県に大きな被害をもたらした災害を後世に正しく伝えるとともに、その教訓を県民の方々に再認識してもらうための資料。 「元禄地震 - 語り継ごう津波被災と防災 -」 「関東大震災 - 千葉県の被害地震から学ぶ震災への備え -」 「風水害との闘い～洪水との闘い、十五夜の嵐、竜巻～」 https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/bousaisi/bousaisi.html
災害時における避難所運営の手引き	https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/uenei.html
災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き	https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/youenngo.html
その他 防災危機管理 部作成 資料	【防災政策課】 https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/index.html 防災イベント、千葉県防災会議、千葉県地域防災計画、千葉県津波避難計画策定指針 千葉県地震被害想定調査、活断層調査・地下構造調査、千葉県地震防災地図、防災教育 自主防災組織、地震体験車まもるくん、防災ライブラリー、防災センター情報等 【危機管理課】 https://www.pref.chiba.lg.jp/bousai/index.html 県の災害対策、風水害、過去の災害等、国民保護と危機管理、千葉県の危機管理体制等 【ちば地震被害想定ホームページ】 http://keihatsu.bousai.pref.chiba.lg.jp/higaisoutei/index.html

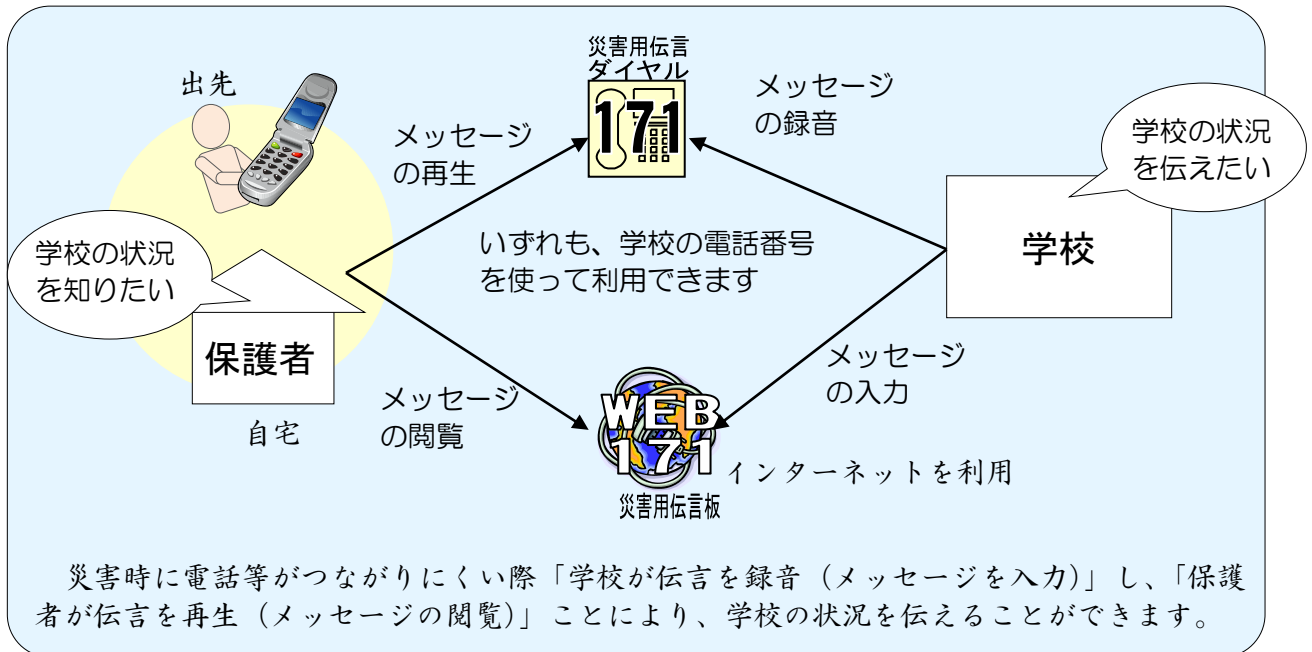
(3) その他ホームページ

内閣府	災害被害を軽減する国民運動のページ http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/index.html
総務省消防庁	災害情報のページ ・災害情報一覧 http://www.fdma.go.jp/disaster/
釜石市 津波防災教育のための手引き	釜石市教育委員会「平成 22 年 3 月」 https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2014061900047/

(4) NTT が提供している災害用伝言サービスの活用について

災害用伝言サービスは、学校が保護者等と連絡を取り合う際に有効な通信手段です。

〈活用例〉



サービスの概要は以下のとおりです。

詳細はNTTウェブサイトをご覧ください。<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/index.html>

ア 災害用伝言ダイヤル（171）

災害用伝言ダイヤルは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

ご利用できる電話

加入電話、公衆電話、ひかり電話及び、災害時にNTTが避難所などに設置する特設公衆電話になります。携帯電話・PHSからも利用できますが、詳細は通信事業者へ。

提供開始

地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合、速やかにサービスを提供します。

伝言録音時間・伝言保存期間・伝言蓄積数伝言録音時間

伝言録音期間 1伝言あたり30秒以内。

伝言保存期間 災害用伝言ダイヤル（171）の運用期間終了まで（体験利用時は、体験利用期間終了まで）。

伝言蓄積数 電話番号あたり1～20伝言（提供時にお知らせいたします）。

ご利用料金

NTT東日本・NTT西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話、携帯電話やPHSから発信する場合、各通信事業者にお問い合わせください。伝言録音等のセンタ利用料は無料です。

5 防災教育に役立つ資料・ホームページ

イ 災害用伝言版 (web171)

インターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板です。

提供開始

災害用伝言ダイヤルの提供に準じ、地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合、速やかに利用可能とします。

動作環境

インターネットが閲覧できるパソコン、スマートフォン、タブレット等。

伝言蓄積数・伝言保存期間

伝言蓄積数 最大20件。

伝言保存期間 最大6ヵ月（体験利用時は体験利用期間）。

伝言情入力文字数

1伝言あたり100文字以下。

ご利用料金

安否情報の登録、角印等に伴うサービス利用料は無料です。なお、インターネット接続費用やプロバイダ利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要となります。

いずれのサービスも「体験利用」ができます。

(5) 防災教育教材が掲載されているホームページ

	資料掲載ホームページ	教材名	概要
1	ちば・ふるさとの学び https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/shou-chuu/furusato/honbun.html	災害カードゲーム 「クロスロード」 津波だ！いなむらの火を消すな	災害時の備えや災害後に起こる様々な問題をゲーム形式で学習する 津波防災教材
2	社団法人 日本損害保険協会 https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/reduction/bousai-duck/index.html	「ぼうさい探検隊」 (防災マップづくり他) 防災教育用カードゲーム 「ぼうさいダック」	地域社会における災害や事故から人々の安全を守る工夫を調べて考える 災害や日常の危険に備えた行動の「最初の第一歩」を学ぶことができる
3	静岡県地震防災センター https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/manabu/dig/01/0101.html	DIG (ディグ) 災害イマジネーションゲーム	参加者が地図を使って防災対策を検討する訓練
4	総務省消防庁 チャレンジ！防災48 https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/bosai48.html	小中学校の防災教材全般を多数掲載	
5	内閣府みんなで防災のページ http://www.bousai.go.jp/kyoiku/minna/index.html	幼児から成人までを対象とした防災教材を多数掲載	

6 参考・引用文献

- | | | | |
|-------------------------------------------|----------------|----------|--------------------|
| ○「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」中間とりまとめ | 平成23年 | 9月 | 文部科学省 |
| ○【県立学校版】学校防災マニュアル
～安心・安全な学校づくりのために～ | 平成23年 | 9月 | 埼玉県教育委員会 |
| ○学校の地震防災対策マニュアル（改訂版）
学校の津波対策マニュアル（暫定版） | 平成23年 | 4月 | 静岡県教育委員会 |
| ○高知県 学校防災マニュアル 震災編 | 平成21年 | 3月 | 高知県教育委員会 |
| ○釜石市 津波防災教育のための手引き | 平成21年 | 3月 | 釜石市教育委員会 |
| ○横浜市学校防災計画 | 平成23年 | 7月 | 横浜市教育委員会 |
| ○千葉県地域防災計画 | 平成21年 | | 千葉県消防地震防災課 |
| ○災害時における避難所運営の手引き | 平成21年 | 10月 | 千葉県消防地震防災課 |
| ○学校における防災指導資料
「大地震に備えて」（三訂版） | 平成9年 | 3月 | 千葉県教育委員会 |
| ○安全管理の手引き（三訂版） | 平成22年 | 3月 | 千葉県教育委員会 |
| ○震災時における実働計画（実働マニュアル） | 平成23年 | 10月 | 千葉県教育委員会 |
| ○千葉県防災教育指導資料
「備えあれば憂いなし」 | 平成20年
平成21年 | 3月
3月 | 千葉県教育委員会 |
| ○「子どもの命は守られたのか
—東日本大震災と学校防災の教訓—」 | 平成23年 | 12月 | 数見 隆
東北福祉大学教授 |
| ○「みんなを守るいのちの授業
大つなみと釜石の子どもたち」 | 平成24年 | 1月 | 片田 敏孝
群馬大学大学院教授 |

[本書作成関係者]

学校危機管理監	岡根	茂
教育振興部学校安全保健課		
課 長	中里	文男
副 課 長	倉原	敏哉
主幹兼安全室長	田村	正
主 幹	石田	勝己
指 導 主 事	吉田	武司
指 導 主 事	久保木	孝雄
主 査	福島	徹
指 導 主 事	初芝	亨
指 導 主 事	長谷川	信

学校における地震防災マニュアル

発行日 平成24年3月
発行者 千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課
〒260-8662
千葉市中央区市場町1番1号
TEL 043-223-4091

